

「尼崎市文化未来奨励賞」表彰要綱

1 実施の目的

この表彰は、芸術性の高い優秀な作品等を創作し、全国規模の活動を展開しようとしている者を顕彰することによって、地域文化を創造する次代の担い手を育成するとともに、市民の芸術文化創造への意欲を喚起し、本市の文化振興を図ることを目的とする。

2 賞の名称

尼崎市文化未来奨励賞（以下「奨励賞」という。）と称する。

3 表彰を受ける者

次に掲げる要件の全部を満たす者であって、第5項第2号の規定により置かれた選考会による選考を経て同項第4号の規定による決定を受けたものとする。

- (1) 出身地、在住地、在勤地若しくは活動拠点のいずれかが本市内にあり、又は本市内での活動が顕著であること。
- (2) 年齢が40歳以下であること。
- (3) 活動（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術その他の芸術についての活動をいう。以下同じ。）又は作品（活動によって生み出された作品をいう。以下同じ。）が芸術性の高い優秀なものであり、今後全国規模の活動の展開が見込まれること。

4 事務の役割分担

奨励賞の授賞に関する事務は、令和5年3月31日に市と公益財団法人尼崎市文化振興財団（以下「財団」という。）との間で締結された「文化振興事業の実施に係る協働契約書（補助金型）」の定めるところにより、市及び財団が役割を分担して行う。

5 選考方法及び表彰を受ける者の決定

- (1) 財団は、有識者による推薦又は公募による自薦若しくは他薦により受賞の候補者を募集し、当該候補者のうち、第3項第1号及び第2号に掲げる要件を満たし、かつ、その推薦書が遺漏なく適正に記載されていると認められるものの一覧表を作成する。
- (2) 財団は、公正かつ適切に選考を行うために選考会を設置し、その意見を聴く。この場合において、選考会の事務局は財団に置く。
- (3) 選考会は、委員5人以内で組織し、委員は、文化芸術に精通している者その他財団が適当と認める者とする。
- (4) 財団は、選考会の結果を市に報告し、市は、選考会の意見を踏まえて、表彰を受ける者1名を決定する。

6 表彰

- (1) この表彰は、原則として2年に1回行う。
- (2) 前項第4号の規定による決定を受けた者（以下「受賞者」という。）には表彰状を贈る。

7 発表及びその支援等

(1) 受賞者は、受賞を受けた日の属する年度の翌年度内に尼崎市において、次に掲げる発表のいずれかを、次号の規定による奨励金の支給を受けて行わなければならない。

ア ワークショップ等による発表

イ 公演等による発表

(2) 財団は、前号アに掲げる発表については活動奨励金として30万円を、同号イに掲げる発表については発表奨励金として100万円を支給する。

(3) 受賞者は、第1号の規定による発表を行う前に、発表計画書を財団に提出しなければならない。この場合において、財団は、必要に応じ、当該発表計画書の内容について助言することができる。

(4) 第2号の規定による支給は、財団が、前号の規定により提出された発表計画書が適正であると認め、その支給の決定を行った上で行う。

(5) 財団は、受賞者が次のいずれかに該当すると認めるときは、前号の決定(以下「支給決定」という。)の全部若しくは一部を行わず、又は支給決定の全部若しくは一部を取り消して、奨励金の全部若しくは一部の支給を行わず、若しくは支給した奨励金のうちその取り消した部分の返還を求めることができる。

ア 第5項第1号の推薦書の内容又は活動若しくは作品に偽りその他不正があったとき。

イ 第1号ア又はイに掲げる発表を行わなかったとき。

ウ その他受賞にふさわしくない行為があったとき。

(6) 受賞者は、第1号の規定による発表が終了した後速やかに、発表報告書を財団に提出しなければならない。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、所管課長が財団と協議して定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

<以下改正履歴>

平成30年6月13日 一部改正

令和 5年3月31日 一部改正

令和 8年2月12日 一部改正